

NEWSWAVE

~ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ~

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田200-2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

ジャパネット創始者は新会社設立へ 大塚家具の株主は新路線にかけた

昨年末から今春にかけて有名企業2社の事業承継が話題になった。大塚家具の経営権は娘の久美子社長へ委ねられることで決着した。この件に様々な角度から論評や批評が集まった。本筋は経営路線をめぐる経営陣の覇権争いだが、株主、社員などステークホルダー（全ての利害関係者）には「親子」間をめぐる<事業承継>の側面も注目されていた。久美子社長は「社業を発展させるため、トップだけでなく組織全体が変わるタイミングだ」と述べ、父の大塚勝久会長（73歳）を退任させた上で、従来の経営戦略を変革していく必要性を強調した。娘が父親へ<禅譲イコール退任>を求めた形だ。

一方、非上場企業だが、長崎県佐世保市の通信販売のジャパネットたかたの創業者・高田明社長（66歳）。2期連続で最高益を更新させ公約通り今年1月で退任した。後任には長男の旭人（あきと）氏が就いた。今後の明氏は、会長や顧問にはならず、個人で会社を興し新商品開発などベンチャー経営に邁進するという。

この二つの事例は、上場・非上場、異業種など条件が違い同じ土俵では語れない。創業家の事業承継というテーマの中で象徴的は対照図を描いたといえるだろう。両社の二人の社長の将来は未知数だが、少子高齢化、競争激化の渦の中、脱先代カリスマのビジネスモデルの鮮度と革新が問われるだろう。

収入印紙の過誤納による印紙税の還付 他の収入印紙との「交換制度」の違い

2014年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたが、同日、領収書やレシートに貼る収入印紙も見直され、「金銭又は有価証券の受取書」に記載された受取金額が非課税となるのは、改正前の3万円未満から「5万円未満」に引き上げられた。

つまり、飲食店などの領収書の記載金額が「3万円以上5万円未満」のケースで、見直しを知らずに収入印紙を貼ってしまうと200円の印紙税を払い過ぎたことになってしまう。

こうした印紙税の納付が必要のない文書に誤って収入印紙を貼った場合は、所轄税務署長に払い過ぎ（過誤納）となった文書の「原本を提示」して、過誤納の事実確認を受けることで、印紙税の還付を受けることができる。消費税法の規定により還付の対象になるのは、印紙税を納付する目的で、印紙税の納付の必要がない文書に誤って印紙を貼り付けたり、又は課税文書に所定の金額を超える印紙を貼り付けたりした場合などに限られている。

したがって、印紙により納付することになっている登録免許税や訴訟費用などを納付するための文書に印紙を貼り付けたものは、印紙税の還付を受けることができない。こうしたケースでは、最寄りの税務署に収入印紙が貼り付けられている文書を提示し、その収入印紙が印紙税の納付のために用いられたものではないことの確認を受けた場合、郵便局において所定の交換手数料を支払い、他の収入印紙と交換する「交換制度」がある。



弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております！！
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。